

河川への不法投棄は犯罪です

岩手河川国道事務所が管理する北上川や支川の河川内では、一般家庭ゴミや家電製品、廃タイヤ等の投棄物が数多く発見されております。

ゴミ等の不法投棄は、景観(美観)の悪化、衛生面及び水質の悪化、生態系への悪影響などがあることから、下流への拡散防止のために発見の都度回収・処分を行っています。貴重な税金がその費用に充てられています。

岩手河川国道事務所では発見された投棄物に対して警告看板の設置や所轄警察署等の関係機関への通報等を行っているところですが、後が絶えない状況ですので、不法投棄の行為や投棄物(ゴミ)を発見した際には当事務所の最寄りの出張所まで情報をお寄せください。

皆様の情報(監視の目)が不法投棄の抑制につながります。

【参考】

不法投棄は犯罪です。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金

※河川法

3ヶ月以下の懲役若しくは20万円以下の罰金

等の罰則が附されます。又、撤去や処分に要した費用も投棄者に請求します。

